

○排水基準を定める総理府令

(昭和四六・六・二一)
総 令 三 五

(排水基準)

第一条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検定方法)

第二条 前条に規定する排水基準は、環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則 (平五・一一・二七総令五四)

- この府令は、平成六年二月一日から施行する。
- 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条第一項の排水基準は、この府令の施行の日から六年間は、この府令による改正後の排水基準を定める総理府令(以下「改正後の総理府令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- 前項に規定する排水基準は、改正後の総理府令第二条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- この府令の施行の際現に改正後の総理府令別表第一の備考2に規定する旅館業に属する事業場(以下「旅館業に属する特定事業場」という。)から排出される水を受け入れている下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下この項において「下水道」という。)であつて次の算式により計算された値が〇・一を超えるものから排出される排出水の砒素及びその化合物による汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、改正後の総理府令第一条及び附則第二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

$C_1 \cdot Q_1$

Q

この式において、 C_1 、 Q_1 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_1 下水道に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の砒素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 砒素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)

Q_1 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
鉛及びその化合物 (単位 鉛の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	黄鉛顔料製造業	〇・三
セレン及びその化合物 (単位 セレンの量に関して、一リットルにつきミリグラム)	銅第一次製錬・精製業(セレン製造工程を有するものに限り。)	一
	セレン化合物製造業	二

備考

- この表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の総理府令別表第一又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、改正後の総理府令別表第一又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、1の規定を適用する。

別表第一(第一条関係)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
シス-一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム

一・一・一トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム

備考

1 「検出されないこと」とは、第二条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政令第三百六十三号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

別表第二(第一条関係)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
浮遊物質質量(単位一リットルにつきミリグラム)	二〇〇(日間平均一五〇)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位一リットルにつきミリグラム)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位一リットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量(単位一リットルにつきミリグラム)	五
銅含有量(単位一リットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量(単位一リットルにつきミリグラム)	五
溶解性鉄含有量(単位一リットルにつきミリグラム)	一〇

溶解性マンガン含有量 (単位—リットルにつき ミリグラム)	一〇
クロム含有量 (単位—リットルにつき ミリグラム)	二
弗素含有量 (単位—リットルにつき ミリグラム)	一五
大腸菌群数 (単位—立方センチメー トルにつき個)	〇 日間平均三、〇〇
窒素含有量 (単位—リットルにつき ミリグラム)	一、二〇 (日間平均 六〇)
磷含有量 (単位—リットルにつき ミリグラム)	一六 (日間平均八)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、一日当たり平均的な排水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一

部を改正する政令の施行の際現にゆう出し
ている温泉を利用する旅館業に属する事業
場に係る排水については、当分の間、適
用しない。

- 生物化学的酸素要求量についての排水基
準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排
出される排水に限って適用し、化学的酸
素要求量についての排水基準は、海域及び
湖沼に排出される排水に限って適用す
る。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素
が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をも
たらすおそれがある湖沼として環境庁長官
が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著
しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖
沼であつて水の塩素イオン含有量が一リッ
トルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超える
ものを含む。以下同じ。)として環境庁長官
が定める海域及びこれらに流入する公共用
水域に排出される排水に限って適用す
る。
- 磷含有量についての排水基準は、磷が湖
沼植物プランクトンの著しい増殖をもたら
すおそれがある湖沼として環境庁長官が定
める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい
増殖をもたらすおそれがある海域として環
境庁長官が定める海域及びこれらに流入す
る公共用水域に排出される排水に限って
適用する。